

豊岡市定額減税補足給付金 (不足額給付)のご案内

「不足額給付」とは？

「不足額給付」とは、本人及び扶養親族等として定額減税の対象外となったことにより、令和6年に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

給付対象者・給付額

● 給付対象者

以下のいずれの給付要件も満たすことを確認された方

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（本人として定額減税対象外）
- ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・ 低所得世帯向け給付金（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

● 給付額

原則4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合等は3万円

給付手続き

給付対象者には、給付内容を記載した確認書を発送します。



- 給付金を受け取るには、**支給手続きが必要**です。
- 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返信ください。
- 確認書の提出期限 **令和7年10月31日（金） ※消印有効**



審査の上、順次、給付金を口座振込します。
※豊岡市が確認書を受理した日から30日後が目安です。

※注：令和6年1月2日以降に豊岡市に転入された方等については、ご自身が給付の要件に該当するかを確認の上、申請が必要な場合があります。

お問い合わせ

豊岡市社会福祉課 給付金窓口（コールセンター）

受付時間 平日9:00～17:00

TEL:0796-21-9005

FAX:0796-24-4516